

大阪市立佃南小学校・佃西小学校合同統合協議会設置要綱

平成 30 年 7 月 1 日

(設置)

第 1 条 大阪市立佃南小学校（以下、「佃南小学校」という。）と大阪市立佃西小学校（以下、「佃西小学校」という。）の子どもたちのより良い教育環境を考え、統合に関する協議を行うため、大阪市立佃南小学校・佃西小学校合同統合協議会（以下「統合協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 統合協議会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 両校の統合に関する協議を行うこと
- (2) その他統合に関する必要な事項

(組織)

第 3 条 統合協議会は、委員 18 名以内で組織する。

2 統合協議会の委員については、次にあげる団体より推薦された者および大阪市立佃南小学校長、大阪市立佃西小学校長、大阪市西淀川区担当教育次長（以下「区担当教育次長」という。）とする。

- (1) 佃南小学校 PTA
- (2) 佃西小学校 PTA
- (3) 佃南小学校学校協議会
- (4) 佃西小学校学校協議会
- (5) 佃地域活動協議会
- (6) 千舟地域活動協議会

(任期)

第 4 条 委員の任期は就任した日から統合に関する必要な事項が決定するまでとする。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 統合協議会は会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選による。
- 3 会長は統合協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 統合協議会は会長が招集する。

- 2 統合協議会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 統合協議会の議決は出席した委員のうち学校長および区担当教育次長を除く委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長がこれを決する。
- 4 会長は必要があると認めるときは統合協議会に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

- 2 区担当教育次長は、会議の開催の都度、遅滞なく会議録（前項の規定により会議が公開されなかったときは、議事要旨）を作成し、公表する。

(傍聴の手続き)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻までに、受付において会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

- 1 傍聴の定員は10名とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 傍聴の受付は、会議の開催30分前から開催予定時刻まで先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 会議の自由な発言の妨害になると認められる者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、会議の公正かつ円滑な検討に著しい支障が生じ、会議の目的が達成できないとして、会長が傍聴を不相当と認めた者
- 4 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
 - (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと
 - (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
 - (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

5 会場の秩序維持

傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれを改めないときは、その者を退場させることができる。

(庶務)

第9条 統合協議会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課西淀川区担当課長が所属するグループにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、統合協議会の運営に関し必要な事項は、統合協議会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。